

—お客様各位—

『おさいふHippoカードご利用約款』一部変更のお知らせ

いつもクリエイイトエス・ディーをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、2023年2月1日付にて当社のポイントカード（おさいふHippo）のご利用約款の一部を変更することになりました。

変更内容は以下のとおりでございます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 主な変更内容

- ・保有ポイントをおさいふヒッポ残高に変換する機能を「クリエイイト公式アプリ」に追加することに伴い、ポイント変換機能に関する規定を新設いたします。
- ・「クリエイイト公式アプリ」上のポイントカードの利用に関する規定を明確化いたします。
- ・その他、文意を明確にするための用語修正等を行います。

2. 適用開始日

- ・2023年2月1日より適用いたします。

変更後（下線部が新設・変更部分です。）

変更前

おさいふHippoカードご利用約款	おさいふHippoカードご利用約款
<p>■第1章 定義</p> <p>第2条（定義）</p> <p>(2) 本アプリ</p> <p><u>当社が提供するアプリケーションソフト「クリエイイトSD公式アプリ」（理由の如何を問わずアプリの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のアプリを含む）をいいます。なお、本アプリを利用されるお客様は、本約款の他、本アプリの利用規約が適用されます。</u></p> <p>(3) 本カード</p> <p><u>（前段変更なし）</u></p> <p><u>本カードは、当社が発行する現物のカードまたは本アプリ上のカードによってのみ利用することができるものとし（当社以外の第三者が発行した現物のカードや当社が許可しないアプリケーションソフト（ポイントカード一括管理機能を備えたものも含むがこれらに限らない）は利用することができません）、本約款で本カードと</u><u>いった場合、文脈上別異に解すべきときを除きその両方をさすものとし</u><u>ます。</u></p> <p>■第2章 電子マネーサービス</p> <p>第3条（入金の方法）</p> <p>4. 本カードへ現金により蓄積できる上限額は、本カード1枚につき50,000円とします。</p> <p>第3条の2（ポイントの変換）</p> <p>1. <u>本アプリをご利用のお客様に限り、本カードに付与されたポイントを、本アプリにて定める条件および変換レートにてバリューに変換（以下「ポイント変換」といいます）</u><u>することができます。なお、一度ポイント変換したバリューは、再びポイントに変換することはできません。</u></p> <p>2. <u>本カードへポイント変換で蓄積できる上限額は、本カード1枚につき50,000円とします。</u></p> <p>3. <u>ポイント変換については、本アプリ上においてのみ行うことができます。但し、当社は、当社の都合により、ポイント変換のサービスを事前の予告なく変更・中止・終了することができます。</u></p> <p>第4条（利用の方法）</p> <p>5. <u>お支払いの際に利用する残高については、現金で入金した残高、ポイント変換した残高、または当社が企画等によりお客様に付与した残高（以下「クーポン残高」という）のうち、ご利用期限が最も早く到達する残高からご利用いただくものとし、ご利用する残高の種類をお客様が選択することはできないものと</u><u>します。</u></p> <p>第5条（残高照会の方法）</p> <p>1. お客様は、前条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示することにより、本カードの残高照会をすることができます。</p> <p><u>なお、本アプリ上の本カードの場合は、本アプリに残高が表示されます。</u></p> <p>第7条（残高の有効期限）【重要事項】</p> <p>1. <u>本カードを最後にご利用いただいた日または最後にポイント変換を行った日のいずれか遅い日の翌日を起算日として5年間ご利用がない場合、当該本カードの残高は失効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はないものと</u><u>します。（ご利用の定義は、第2条第9号に記載のとおりとします。）</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、クーポン残高のご利用期限については別途当社がご利用期限を定めるものとし、本カードをご利用いただいた場合でもクーポン残高のご利用期限については延長されま</u><u>せん。</u></p> <p>3. お客様は、前2項の場合、本カードに関するご利用および払戻し等一切の請求ができないものとします。</p> <p>4. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、前3項に十分注意するものとします。</p> <p>■第4章 その他</p> <p>第12条（カードの発行）</p> <p>当社は、カード取扱店または本アプリ上において本カードを発行するものとし、お客様は、本カード入会申込書または本アプリ上の入会申込ページにおいて必要事項を記載し、当社に提出することにより、本カードの交付を受けることができます。</p> <p>第15条（本カードの破損・汚損時の再発行等）</p> <p>1. 当社は、本カード（本アプリ上のカードは除く）の破損・汚損等の理由によりお客様が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。この場合、お客様に再発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があります。</p> <p>第16条（本カード喪失時の再発行等）</p> <p>4. 当社は、紛失・盗難等により本カード（本アプリ上のカードは除く）を喪失した場合、お客様が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、お客様は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があります。</p> <p>7. 本カードの再発行後、お客様が喪失した本カードを発見した場合、お客様は、発見した本カードをお客様の責任と費用により裁断破棄するものとします。</p> <p>第21条（退会）</p> <p><u>お客様は随時退会できるものとし、退会に関しては当社に本カードを返却するものと</u><u>します。但し、当社が指定するウェブサイトまたは本アプリ上にて退会した場</u><u>合、現物のカードについてはお客様の責任と費用により裁断破棄するものと</u><u>します。なお、退会時に残高および残高ポイントは全て失効するものと</u><u>します。</u></p> <p>第22条（個人情報の取得および利用目的）</p> <p>利用目的</p> <p>(1) お客様への電子マネーサービス、ポイントサービスおよびこれに付帯する会員サービスの提供。</p> <p>(2) ご案内のお届け（DM等）を希望するお客様に対してのダイレクトメールおよび電子メールの送付。</p> <p>第27条（本約款の変更）</p> <p>2. 本約款を変更するときには、変更後の約款の施行時期および内容をカード取扱店の店頭または当社の指定するウェブサイトでの掲示その他適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</p>	<p>■第1章 定義</p> <p>第2条（定義）</p> <p>(第2号新設 以下各号繰り下げ)</p> <p>(2) 本カード</p> <p>(後段新設)</p> <p>■第2章 電子マネーサービス</p> <p>第3条（入金の方法）</p> <p>4. 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき50,000円とします。</p> <p>(新設)</p> <p>第4条（利用の方法）</p> <p>(第5項新設)</p> <p>第5条（残高照会の方法）</p> <p>1. お客様は、前条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示することにより、本カードの残高照会をすることができます。</p> <p>第7条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】</p> <p>1. 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として5年間ご利用がない場合、当該本カードの残高は失効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はないものとします。（ご利用の定義は、第2条第9号に記載のとおりとします。）</p> <p>2. お客様は、前項の場合、本カードに関するご利用および払戻し等一切の請求ができないものとします。</p> <p>3. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、前2項に十分注意するものとします。</p> <p>■第4章 その他</p> <p>第12条（カードの発行）</p> <p>当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は、本カード入会申込書に必要事項を記載し、当社に提出することにより、本カードの交付を受けることができるものと<u>します。</u></p> <p>第15条（本カードの破損・汚損時の再発行等）</p> <p>1. 当社は、本カードの破損・汚損等の理由によりお客様が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。この場合、お客様に再発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があります。</p> <p>第16条（本カード喪失時の再発行等）</p> <p>4. 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、お客様が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、お客様は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があります。</p> <p>7. 本カードの再発行後、お客様が喪失した本カードを発見した場合、お客様は、発見した本カードを破棄するものと<u>します。</u></p> <p>第21条（退会）</p> <p>お客様は随時退会できるものとし、退会に関しては当社に本カードを返却するものと<u>します。なお退会時に残高および残高ポイントは全て失効するものと</u><u>します。</u></p> <p>第22条（個人情報の取得および利用目的）</p> <p>利用目的</p> <p>(1) お客様へのクリエイイトポイントカード会員サービスの提供。</p> <p>(2) ご案内のお届け（DM等）を希望するお客様に対してのダイレクトメールの送付。</p> <p>第27条（本約款の変更）</p> <p>2. 本約款を変更するときには、変更後の約款をカード取扱店の店頭あるいは本社に所定の期間備え置くものと<u>します。</u></p>

全約款は下記のURLよりご確認ください。

<https://www.create-sd.co.jp/Portals/0/html/kiyaku.html>